

平成30年2月15日

## 災害救助法適用地域の特別取扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。

これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

### 記

<災害救助法適用地域の特別処置について>

#### 1.保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。

#### 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

#### 3.今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成30年2月6日	福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） 鯖江市（さばえし） 吉田郡永平寺町 （よしだぐんえいへいじちょう） 丹生郡越前町 （にゅうぐんえちぜんちょう）	平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害により、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用
平成30年2月13日	越前市（えちぜんし）	
平成 30 年 2 月 14 日	長岡市（ながおかし） 小千谷市（おぢやし） 十日町市（とおかまちし） 魚沼市（うおぬまし） 東蒲原郡阿賀町 （ひがしかんばらぐんあがまち）	連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

以上

エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社  
お客様連絡先 0120-977-856